

報 道 資 料

平成23年 6月27日
総務部 総務課
県政情報係 田中、新谷
直通 0742-27-8348
庁内内線 2349、2344

奈良県情報公開審査会の第129号答申について

行政文書の不開示決定に対する異議申立てについての諮問第137号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県教育委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成23年 6月24日
- ◎ 実 施 機 関：教育委員会事務局教職員課
- ◎ 対 象 行 政 文 書：〇〇〇立〇〇中学校〇〇〇〇教諭に係る平成16年から6年間（16、17、18、19、20、21年）の通勤手当支給に係る通勤届（交通機関の運賃負担変更等に係る変更届を含む。）並びに〇〇〇〇教諭の通勤手当について、当該校長（〇〇中学校〇〇〇〇）及び任命権者（奈良県教育委員会）が指導した経緯がわかる文書（メモを含む。）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 処 分：不開示決定
 - 不 開 示 理 由：条例第10条に該当
- ◎ 審 査 会 の 結 論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

1 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の職員の通勤手当支給に係る通勤届及び改定届（以下「本件行政文書1」という。）並びに特定の職員の通勤手当の不正受給に関わる学校長又は任命権者が指導した経緯が分かる文書（以下「本件行政文書2」という。）である。

(1) 本件行政文書1について

本件開示請求において、名を挙げられた〇〇教諭は市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する市町村立の中学校の教職員（以下「県費負担教職員」という。）であり、県費負担教職員の通勤手当は、一般職の職員の給与に関する条例第11条の6第1項の規定により、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル以上で、交通機関等を利用してその運賃を負担し、又は自動車若しくは自転車等を使用することを常例とする職員に支給するとされ、職員が、通勤手当を受給する要件を具備するに至った場合又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合には、通勤手当に関する規則第3条の規定により、通勤届により、その通勤の実情を任命権者である実施機関に届け出なければならないとされている。

また、改定届は、電車、バス等の運賃改定により運賃負担額に変更が生じる複数の職員分について、学校長が一括して確認を行った上で、実施機関に送付され、実施機関が認定する。

なお、実施機関に確認したところ、平成16年から平成21年までの間に運賃改定による運賃負担額の変更により改定届の提出の対象となったのは、奈良交通バスを利用する職員だけであったとのことである。

(2) 本件行政文書2について

県費負担教職員に係る懲戒処分は、任命権者である実施機関の権限である。したがって、仮に不正受給があったならば、学校長又は任命権者である実施機関が何らかの指導を行う可能性があり、実施機関が懲戒処分を検討するに当たり、不正受給に関わる指導の経緯が分かる文書を作成し、又は取得する場合がある。

2 本件存否情報の条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により不開示決定した旨主張しているため、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを原則として不開示とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

(2) 本件行政文書1について

実施機関の説明によると、通勤距離が勤務公署から徒歩で片道2キロメートル以上である通勤手当支給対象者の通勤届については、実施機関において通勤手当の認定を行う必要から、当該通勤届を実施機関で保有するが、片道2キロメートル未満で通勤手当が支給されない場合においては、当該学校で保管されるだけで、実施機関では通勤届を保有しないとのことである。とすると、実施機関が通勤届を保有

しているという事実の有無を明らかにすれば、特定の職員の通勤距離が、勤務公署から徒歩で片道2キロメートル以上であるか否かという情報が明らかになる。また、実施機関の説明によると、平成16年から平成21年までの間に改定届の提出が必要となったのは奈良交通バスを利用する職員だけであるとのことである。とすると、実施機関が改定届を保有しているという事実の有無を明らかにすれば、特定の職員が通勤に奈良交通バスを利用しているか否かという情報が明らかになる。

ところで、条例第7条第2号は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、個人に関する情報を不開示としているものであるが、個人のプライバシーの概念が抽象的であり、その具体的な内容や保護すべき範囲が必ずしも明確でないことから、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報を不開示と定めている。その結果、本来保護する必要のない情報も含まれることとなることから、これらの本来保護する必要のない情報を同号ただし書により不開示情報から除外している。

本件行政文書1の存否を答えることにより明らかになる情報は、職員の住所や通勤経路が直ちに識別できるものではないが、特定の個人の名を挙げて開示請求されたものであるから、特定の個人を識別できる情報に該当すると言わざるを得ない。そこで、当該情報が同号ただし書の例外に該当するかどうか検討すると、当該情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、そのような性質を有するものとは考えられないことから、同号ただし書アに該当するものではない。また、当該情報は、公務員の職務の遂行に係る情報でもないことから、同号ただし書ウに該当せず、さらに、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

したがって、本件行政文書1は、その存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することになる。

(3) 本件行政文書2について

本件行政文書2の存否を答えることにより特定の職員が通勤手当の不正受給に関わって学校長又は任命権者から指導を受けた事実の有無という情報が明らかになり、この情報は、当該職員の名誉や信用に直接関わる個人のプライバシーの保護の必要性が認められる情報であり、当然に当該個人の識別性を有する情報であると認められ、条例第7条第2号本文に掲げる個人に関する情報に該当する。また、当該情報については、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、また、そのような性質を有するものとは考えられないことから、同号ただし書アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものではない。

なお、実施機関では、「教職員懲戒処分の公表基準について」を定めており、不正受給に関連して懲戒処分に至った場合には、職員の氏名が公表されることも考えられるが、実施機関の説明によると、通勤手当の不正受給があったとしても、必ずしも懲戒処分に至るわけではなく、懲戒処分に至った場合であっても、全て氏名が公表されるのではないとのことである。

これらのことから、通勤手当の不正受給に関わって学校長又は任命権者から指導を受けた事実の有無という情報は、同号ただし書アに該当しないと認められる。また、当該情報は、公務員の職務の遂行に係る情報でもないことから、同号ただし書ウに該当せず、さらに、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

したがって、本件行政文書2は、その存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することになる。

(4) まとめ

したがって、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成22年	9月	9日		
② 決定	平成22年	9月24日	付け	不開示決定	
③ 異議申立て	平成22年	10月	1日		
④ 諮問	平成22年	10月	13日		
⑤ 経過	平成22年	12月	16日	第143回審査会	審議
	平成23年	2月	15日	第144回審査会	審議
	平成23年	4月	6日	第145回審査会	審議
	平成23年	6月	2日	第146回審査会	審議